

---

# 令和6年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

## ～循環型社会白書に関する説明資料～

---

令和6年9月

環境省 環境再生・資源循環局総務課 循環型社会推進室



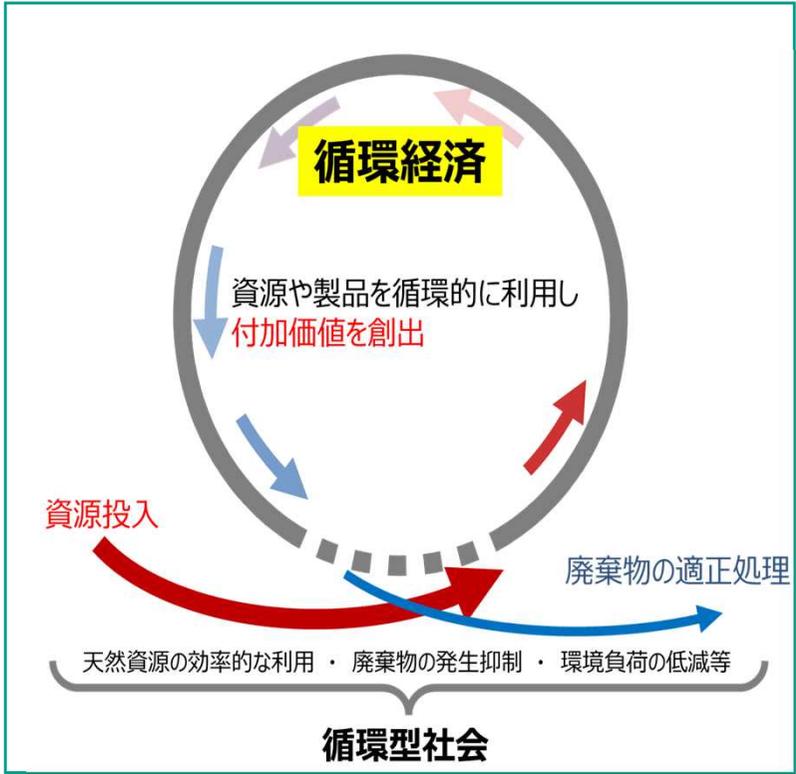
# 第五次循環基本計画について①

## 背景等

- 循環型社会形成推進基本法（2000年制定）に基づき、**循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために**、概ね5年ごとに策定。
- パブリックコメントを実施し（4月22日～5月22日）、循環経済に関する関係閣僚会議（7月30日）を経て、2024年8月2日に閣議決定。
- 本計画では、**循環経済の実現を国家戦略として位置付け、ネット・ゼロやネイチャーポジティブの実現等に貢献するとともに、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生や質の高い暮らしの実現によるウェルビーイングの向上につなげる。**

## 主な課題・背景

- 気候変動・生物多様性保全等への対応
- バッテリー・自動車・包装材等でEUを中心に再生材利用拡大の動き
- 世界資源需要増で資源獲得競争 鉱物等資源の価格高騰と供給懸念
- 地域のバイオマスや廃棄物の活用、地域経済の縮小、少子高齢化等
- 大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルからの転換



循環型社会のドライビングフォースである循環経済の実現

## 循環型社会形成

### 社会的課題の同時解決

- ネット・ゼロ・ネイチャーポジティブ等
- 産業競争力強化・経済安全保障
- 地方創生・質の高い暮らし

# 第五次循環基本計画について②

経済・社会面に着目した施策の展開

## 今回の計画（第五次計画）

- 循環経済への移行を前面に打ち出す
- 気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、経済安全保障・産業競争力強化・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献

循環経済を将来世代の未来につなげる国家戦略に

### 第四次計画(2018)

環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的向上

### 第二次計画(2008)

- ①低炭素社会、自然共生社会との統合的な取組
- ②地域循環圏の構築
- ③国際的な循環型社会の構築

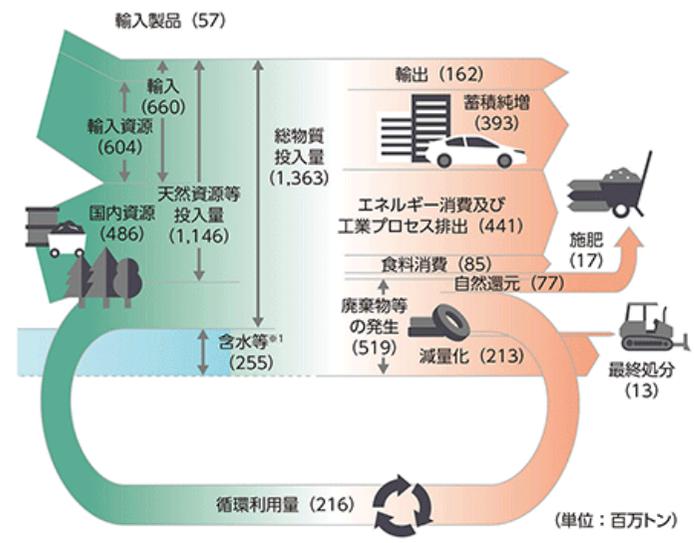
### 第三次計画(2013)

- ①リサイクルに加え、リデュース・リユースにも着目した施策の強化
- ②東日本大震災への対応

### 第一次計画(2003)

循環利用率・資源生産性・最終処分量の数値目標を設定  
物質フロー※の考え方の導入

※参考：我が国の物質フロー(2020年度)



環境面に着目した施策の展開

## 計画の構成

- < 1 > 我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋（循環経済先進国としての国家戦略）
- < 2 > 循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性
- < 3 > 目指すべき循環型社会の将来像
- < 4 > 各主体の連携と役割
- < 5 > 国の取組

5つの柱  
(重点分野)  
ごとに提示

< 6 > 循環型社会形成のための指標及び数値目標

< 7 > 計画の効果的実施

循環型社会の全体像に関する指標  
及び取組の進展に関する指標を設定

## 5つの柱（重点分野）

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり

2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

# 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

- ✓ 製造業・小売業等と廃棄物処理・リサイクル業等の連携で新たな価値を創出
- ✓ 環境配慮設計や再生材利用率の向上、リサイクルの高度化
- ✓ 産官学の主体間連携を促進
- ✓ 2030年までに循環経済関連ビジネスの市場規模を現在の50兆円から80兆円以上に、2050年には**120兆円**に

## 国の取組（主なポイント）

- 中長期的にレジリエントな資源循環市場の創出
  - プラスチック再生利用量とレアメタル等の金属のリサイクル原料（使用済み小型家電等の廃電子部材や廃蓄電池をリサイクル原料として仕向けたもの）の処理量を2030年度までに倍増
  - 再資源化事業等高度化法案の円滑な施行
  - 廃棄物等バイオマスの素材や燃料（S A F等）としての利活用、研究開発や設備導入支援
  - 建築物等の分別解体と再資源化の徹底・高度化
  - サステナブルファッションの推進、衣類の資源循環推進のための技術開発
  - 環境配慮設計やAI・機械化等による再資源化の高度化と自動車等への再生材供給拡大
  - 太陽光パネルのリユース・リサイクルを促進するための、引渡し及び引取りが確実に実施されるための新たな仕組みの検討
  - 食品循環資源の飼肥料利用の促進
  - J4CEやCPsによる主体間連携の推進
- 各種リサイクル法に基づく取組の着実な実施

## 目指すべき循環型社会の将来像

- 環境配慮設計、リユース・リペア等の促進、リサイクル高度化
- **グリーン調達**
- 自主的な取組に経済的インセンティブの付与
- **バリューチェーンの循環性指標策定等**による取組の進捗の見える化
- **関連する事業者間で資源循環に関する情報共有**

J4CE動静脈連携・  
マッチング会合  
(R5年9月6日開催)



PETボトル水平リサイクル設備

# 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

- ✓ **地域資源の効率的循環システムを構築し、地域経済の活性化を推進**
- ✓ **リユース品や修理サービス、再生資源を用いた製品などの多様な選択肢を提供することにより、市民の行動・ライフスタイルの転換を促進し、質の高い暮らしを実現**

## 国の取組（主なポイント）

- 資源の特性に応じた最適規模での資源循環の推進
- リユース品や修理サービス、地域の循環資源・再生可能資源を活用した製品の利用促進や地産地消による暮らしの豊かさ向上
- 地域経済活性化、交流人口増加や地域投資の促進
  - 地域循環共生圏を始めとする地域循環システムの構築
  - 2030年度までに2000年度比で食品ロスの半減
  - 有機廃棄物（生ごみ・し尿・浄化槽汚泥・下水汚泥）や未利用資源等のバイオマス資源の肥料やエネルギー等としての循環利用の促進
  - 使用済み紙おむつの再生利用の促進
  - 環境と調和の取れた持続可能な農林水産業
  - 分散型資源回収拠点等の活用
  - 港湾を核とする物流システムの構築による広域的な資源循環の促進
  - サステナブルファッションの推進

## 目指すべき循環型社会の将来像

- **循環資源が各地域・各資源に応じた最適な規模で循環**
- **資源投入量や廃棄物発生量が抑えられ、持続可能で活気のあるまちづくりが実現**

### 鹿児島県大崎町のリサイクルシステム

**リサイクル率84%を達成（令和4年度）**  
 資源ごみ売却益金の発生や雇用の増加など副次的な効果にも繋がっている



出典：大崎町HP<[https://www.town.kagoshima-osaki.lg.jp/sy\\_kanko/machiannai/koho/r5-osaki/documents/osaki20230503.pdf](https://www.town.kagoshima-osaki.lg.jp/sy_kanko/machiannai/koho/r5-osaki/documents/osaki20230503.pdf)>

# 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

- ✓ 国際的な資源循環に関する議論のリード、国際的なルール形成
- ✓ 重要鉱物等の国内外一体の資源循環体制の構築
- ✓ 制度・人材育成・システム・技術等をパッケージとして我が国の循環産業の海外展開を推進

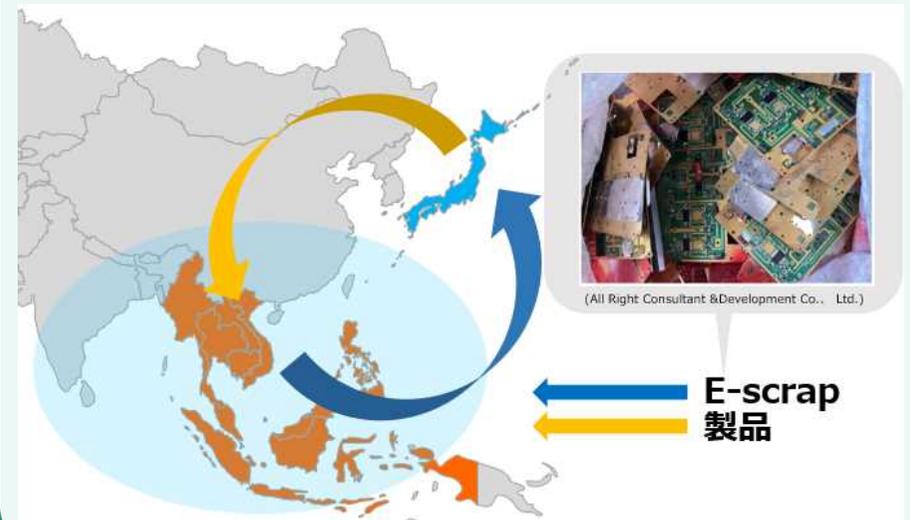
## 国の取組（主なポイント）

- G7、G20、OECD、UNEA等での国際的な資源循環政策形成をリード。
- CEREPに基づき、バリューチェーンの資源循環性指標や情報開示等の環境を整備
- E-scrap（電子スクラップ）等の輸入円滑化等による国内外一体的な資源循環促進
- 資源循環に関する我が国の優れた制度・人材育成・システム・技術などをパッケージとしてASEANをはじめとする途上国等へ海外展開
- 循環産業の国際展開の推進と途上国における廃棄物発電施設等の循環インフラ整備の促進
- 優れた廃棄物管理やリサイクルに関連する制度や優良事例を共有、廃棄物処理・リサイクル分野や污水处理システムのインフラの国際展開支援

## 目指すべき循環型社会の将来像

- 環境上適正な国際的な資源循環体制の構築
- 我が国の資源循環に係る技術やインフラの国際展開、国内外で資源効率性や循環性が向上

重要鉱物の安定供給のためASEAN等からのE-scrapの輸入量増加



# 「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」の概要 第213回通常国会で成立 令和6年5月29日公布

- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずる。**

## 基本方針の策定

- **再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、基本方針を策定し公表するものとする。**

## 再資源化の促進（底上げ）

- 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
  - 特に**処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表**
- ⇒ **再資源化の高度化に向けた全体の底上げ**

## 再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

**<①事業形態の高度化>**

➢ 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進

例：ペットボトルの水平リサイクル  
画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

**<②分離・回収技術の高度化>**

➢ **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進

例：ガラスと金属の完全リサイクル

例：使用済み紙おむつリサイクル  
画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン、使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン

**<③再資源化工程の高度化>**

➢ 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進

例：AIを活用した高効率資源循環  
画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じます。

## ■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

## ■ 主な措置内容

### 1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
  - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
  - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
  - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

### 2. 個別の措置事項

設計・ 製造 ↓ 販売・ 提供 ↓ 排出・ 回収・ リサイクル	<b>【環境配慮設計指針】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 製造事業者等が努めるべき<b>環境配慮設計に関する指針</b>を策定し、指針に適合した製品であることを<b>認定</b>する仕組みを設ける。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 認定製品を<b>国が率先して調達</b>する(グリーン購入法上の配慮)とともに、リサイクル材の利用に当たっての<b>設備への支援</b>を行う。</li></ul></li></ul>  <p>&lt;付け替えボトル&gt;</p>	
	<b>【使用の合理化】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● ワンウェイプラスチックの提供事業者(小売・サービス事業者など)が取り組むべき<b>判断基準</b>を策定する。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主務大臣の<b>指導・助言</b>、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への<b>勧告・公表・命令</b>を措置する。</li></ul></li></ul>  <p>&lt;ワンウェイプラスチックの例&gt;</p>	
	<b>【市区町村の分別収集・再商品化】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● プラスチック資源について、市区町村による<b>容リ法ルートを活用した再商品化</b>を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の<b>業許可が不要</b>に。</li><li>● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の<b>再商品化計画</b>を作成する。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の<b>選別、梱包等を省略</b>して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の<b>業許可が不要</b>に。</li></ul></li></ul>  <p>&lt;プラスチック資源の例&gt;</p>	<b>【製造・販売事業者等による自主回収】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 製造・販売事業者等が製品等を<b>自主回収・再資源化</b>する計画を作成する。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の<b>業許可が不要</b>に。</li></ul></li></ul>  <p>&lt;店頭回収等を促進&gt;</p>

↓: ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

# プラスチック資源循環の促進

- プラスチック汚染対策は世界の重要課題。2019年G20大阪サミットでは、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有。現在、87の国と地域が共有。2023年G7広島サミットでは、「2040年までに追加的なプラスチック汚染ゼロ」を目指す野心を掲げた。
- 2022年3月の国連環境総会（UNEA）で、国際文書（条約）を策定するための政府間交渉委員会（INC※）の設置を決議。2024年末までに作業完了（条文の合意）を目指す。
- 小野洋 環境省前地球環境審議官がアジア太平洋地域代表のINCビューロー（理事）に選出

※Intergovernmental Negotiating Committee

## INC交渉スケジュール

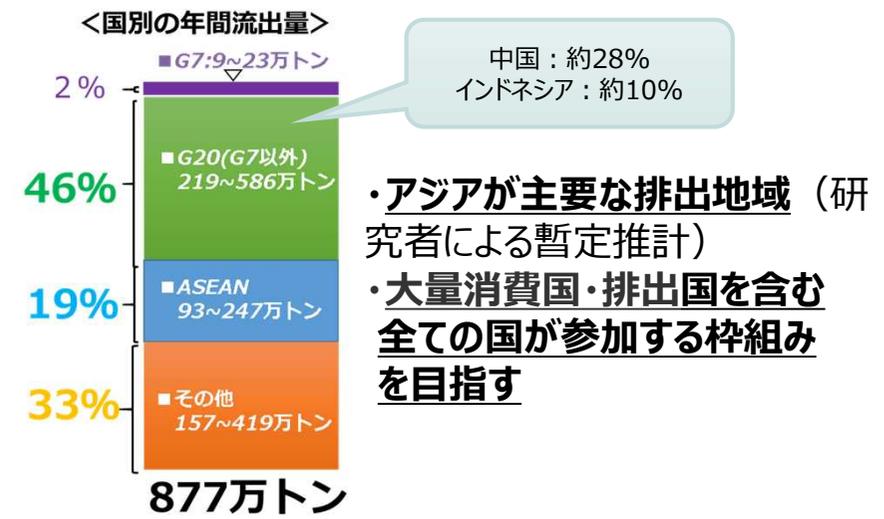
- 2022年  
**INC1** : 11/28~12/2@ウルグアイ  
 ・INC議長を選出（INC3までペルー、INC4からエクアドル）  
 ・条約の目的、主要要素について議論
- 2023年  
**INC2** : 5/29~6/2@パリ（条文案の作成を決定）  
**INC3** : 11/13~19@ケニア（条文案初版を議論）
- 2024年  
**INC4** : 4/23~29@カナダ（改定版条文案を議論）  
**INC5** : 11/25~12/1@韓国（条文案の合意を目指す）
- 2025年（最速 = INC5で合意できれば）  
**外交会議**（条約を採択、各国の署名開始（賛同の意思表示））



長崎県対馬市



微細なプラスチック片



Jambeck (2015) (2010年データを元にした海洋への流出量推計)

# (参考) プラスチック条約：第4回政府間交渉委員会 (INC4) 結果概要

2024年5月  
外務省・環境省・経産省

- 2024年4月23日～29日、INC4がカナダ（オタワ）において開催され、第3回政府間交渉委員会（INC3）を受けて作成された条文案の改定版を基に、条文案（オプション）について整理・統合の議論が行われた。
- ※ これまでに2022年11月にINC1（ウルグアイ）、2023年5月にINC2（フランス）、2023年11月にINC3（ケニア）において交渉会合を実施。

## 1. INC4での議論及び成果

- INC4では、①条約の前文・スコープ・目的・原則、②主要義務規定（一次プラスチックポリマー、懸念のある化学物質・ポリマー、問題があり回避可能なプラスチック製品、製品設計、拡大生産者責任（EPR）、廃棄物管理等）、③条約の実施手段・措置（資金・技術支援、国別行動計画等）等の分野毎に複数のグループに分かれて議論。
- 交渉の結果、オプションの整理・統合が進んだ分野もあった一方、追加的なオプションの提案がなされ、意見の集約には至らなかった分野もあった。その上で、統合した条文案をINC5における交渉文書とし、2024年末までの作業完了に向けた努力の継続を確認。
- また、今年11月のINC5までの会期間に、①プラスチック製品、懸念のある化学物質、製品設計等の基準など主要義務規定、②資金・技術支援等の実施手段に関して専門的・技術的な作業を進めることが合意され、それぞれについて専門家会合の開催を決定。
- 加えて、条約案の法的確認等を行うグループ（リーガル・ドラフティング・グループ）の設置も決定（INC5で作業開始）。

## 2. 日本の主張

- ① 条約の目的に明確な年限目標が必要であり、2040年までの追加的汚染をゼロにする野心を盛り込むべきこと
  - ② 条約に基づく各国の包括的な義務として、社会全体でプラスチック資源循環メカニズムを構築し、生産から廃棄物管理に至るまでのライフサイクル全体で対応に取り組む規定が必要であること
  - ③ 個々の義務規定はプラスチック汚染を抑制するために効果的な措置であることが必要。世界一律の生産制限ではなく、**使い捨てプラスチックの削減、環境に配慮した製品設計、リユース・リサイクル及び適正な廃棄物管理**といった面で野心的に取り組んでいくべきこと
  - ④ 条約の実施に関する支援は、**廃棄物管理のための基礎的な社会システムの構築が重要**であり、**効率的、効果的な措置に重点化し、真に必要な国に対して持続可能な方法で提供されるべきこと**。
  - ⑤ **国別行動計画の策定・報告や実施状況の進捗確認のための定期的なレビュー**が重要であること、等を主張。
- また、包括的な義務規定、製品設計、条約の実施に関する支援等について具体的な提案を行うなど、交渉の進展に貢献。

## 3. 今後の予定

会期間会合  
(時期未定)

INC5  
11月25日～12月1日 釜山

2024年末までに  
作業完了

外交会議（2025年半ば？）（立候補国：  
エクアドル、ルワンダ、ペルー（共催）、セネガル）

# 関係する国内外の諸情勢

## 海洋プラスチックごみ問題の顕在化

- ・世界全体で毎年約**800万トン**のペースでプラスチックごみが海洋に流出し、生態系や、観光・漁業にも悪影響を及ぼしている。
- ・**5mm以下のマイクロプラスチック**が世界全体に漂っており、海洋生態系や人体への影響が懸念されている。



流出の多くが新興国・途上国といわれていることから、これらの国々を含む世界全体で取り組むことが必要。



出典：対馬市

## 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

2019年6月 G20 大阪サミット



G20 OSAKA SUMMIT 2019

**「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。」**

- ・G20首脳が、**共通のグローバルなビジョン**として共有
- ・他国や国際機関等にもビジョンの共有を呼びかけ(2023年5月時点、**87の国・地域**が共有)

## G7 札幌気候・エネルギー・環境大臣会合(2023年4月)・G7広島サミット(2023年5月)

- ・プラスチック汚染に関するG7目標：  
「我々は、**2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることにコミット**」

## 途上国におけるプラスチックごみの輸入規制等

- ・2017年、**中国が国内での環境汚染等を理由に、プラスチックの輸入規制を実施**。
- ・その後、中国に代わり東南アジア諸国へのプラスチックの輸出が増え、**東南アジア諸国においても同様の輸入規制が実施**された。
- ・有害廃棄物の越境移動等を規制する**バーゼル条約**のCOP14において、**プラスチックの廃棄物を新たに条約の規制対象に追加**する条約附属書改正が決議。(2021年1月発効)